

## 「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

平成 30 年 10 月 2 日

宮崎銀行

平成 30 年 10 月 9 日からの「全銀システムの稼働時間拡大（24 時間 365 日稼働化）」に伴い、当座勘定への入金時間(15 時まで)を明確にするため、『当座勘定規定』の一部を改定いたします。

なお、この取扱いは、すでにお取引いただいているお客さまにも適用されます。

### 1. 改定日

平成 30 年 10 月 9 日（火）

### 2. 対象規定

当座勘定規定（一般当座用） 第 9 条（支払の範囲）

### 3. 改定内容

改 定 前	改 定 後
第 9 条（支払の範囲） 1. 呈示された手形、小切手の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。 2. 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第 9 条（支払の範囲） 1. 呈示された手形、小切手の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。 2. <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。なお、15 時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても当行は責任を負わないもの</u> とします。 3. 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

以上